

令和5・6年度新発田市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和5年4月
新発田市

令和5・6年度において、新発田市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、新発田市建設工事入札参加資格審査規程（平成3年新発田市告示第23号）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

【目 次】

第1 申請するにあたって	ページ
1 提出期間及び提出方法	1
2 参加資格の有効期間	1
3 資格審査申請をすることができる方	1
4 参加資格の種類（建設工事の種類）	3
5 入札参加資格の格付けについて	4
6 技術職員数の補正について	5
7 発注者別評価点について	5
8 申請内容に変更等があった場合	5
9 提出先及び問合せ先	5
第2 提出書類について	
1 提出書類一覧	6
2 提出書類の記入方法等について	7
① 建設工事入札参加資格審査申請書等提出チェックシート	7
② 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	7
③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	8
④ 工事経歴書	9
⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）	9
⑥ 委任状	10
⑦ 建設業許可申請書及び別紙2の写し（建設業許可証明書及び営業所一覧でも可）	10
⑧ 技術職員名簿	10
⑨ 技術職員数等に関する書類（第3号様式）	11
⑩ 技術職員数一覧	11
⑪ 舗装機械の所有状況に関する書類	12
⑫ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類	13
⑬ 適用除外申告書	13
⑭～⑰ 納税証明書	13
⑱ 発注者別評価点申告書	14
⑲ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書	14
⑳ 資本関係・人的関係に関する届出書	14
別紙 1 国土交通大臣・都道府県知事コード表	16
2 業種区分コード表	17

第1 申請するにあたって

1 提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和5年5月8日(月)～令和6年9月20日(金)(土・日・祝日を除く8時30分～17時15分)

(2) 提出方法

「9 提出先及び問合せ先」へ郵送又は持参してください。(原則郵送)

(3) 注意点

ア 提出部数 1部

イ 提出の際は、紙ひも、ホチキス綴じ又はクリップ留めとしてください(ファイル綴じ、黒紐綴じは不可)。

ウ 受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、切手を貼ったはがき又は返信用封筒を同封してください。

2 参加資格の有効期間

名簿に登録された日～令和7年4月30日まで

3 資格審査申請をすることができる方

(1) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

ア 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者

イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令167条の11第1項において準用する場合も含む。)各号のいずれかに該当すると認められる者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする

オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度において工事完成高を有しない者

カ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

ク 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ケ 暴力団員であると認められる者

コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

シ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。スにおいて同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。

ス 法人であって、その役員のうちケからサまでのいずれかに該当する者があるもの。

セ 新発田市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

ソ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）。

(ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（2）次の表に掲げる国家資格者等が、「5 入札参加資格の格付けについて」の表中、各工種の最低等級の技術職員数の要件を満たさない者（経営事項審査の審査基準日現在）は、該当工種（土木一式・建築一式・電気・管）について申請をすることができません。

工事の種類	国家資格者等の種類
土木一式工事	1級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。）とする者 2級技術職員：二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）
建築一式工事	1級技術職員：一級建築施工管理技士、一級建築士 2級技術職員：二級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）、二級建築士
電気工事	1級技術職員：一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は電気電子部門、又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とする者 2級技術職員：二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験3年以上、電気主任技術者（第一種、第二種及び第三種）で電気工事に関し実務経験5年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験1年以上及び計装で電気工事に関し実務経験1年以上の者
管工事	1級技術職員：一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）とする者 2級技術職員：二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し管工実務経験1年以上、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、若しくは配管工とするものに合格した者、検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、若しくは配管工とするものに合格した後、配管工事に関し3年以上（ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上）の実務経験を有する者、建築設備士で管工事に関し実務経験1年以上、計装で管工事に関し実務経験1年以上の者

4 参加資格の種類（建設工事の種類）

- | | | |
|---------------------|---------------|---------------|
| (1) 土木一式工事 | (11) 鋼構造物工事 | (21) 熱絶縁工事 |
| (2) 建築一式工事 | (12) 鉄筋工事 | (22) 電気通信工事 |
| (3) 大工工事 | (13) 舗装工事 | (23) 造園工事 |
| (4) 左官工事 | (14) しゅんせつ工事 | (24) さく井工事 |
| (5) とび・土工・コンクリート工事 | (15) 板金工事 | (25) 建具工事 |
| (6) 石工事 | (16) ガラス工事 | (26) 水道施設工事 |
| (7) 屋根工事 | (17) 塗装工事 | (27) 消防施設工事 |
| (8) 電気工事 | (18) 防水工事 | (28) 清掃施設工事 |
| (9) 管工事 | (19) 内装仕上工事 | (29) 法面処理工事※1 |
| (10) タイル・れんが・ブロック工事 | (20) 機械器具設置工事 | (30) 解体工事 |

※1 当市では、建設業法の許可工種（29工種）に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の1工種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますので御注意ください。

5 入札参加資格の格付けについて

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」について、A、B、Cの等級に格付けを行います。資格審査申請における技術者の資格の種類は、3（2）に掲げていますが、資格審査後の入札参加資格の格付けにおける技術職員数及び総合評点は次のとおりです。格付けについては、以下の表の各等級に対応する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」といいます。）の「総合評点」、「1級技術職員数」及び「1、2級技術職員の合計数」のすべての要件を満たしていることが必要です。

通常、格付けは総合評定値通知書の総合評定値（P点）に発注者別評価点（「7 発注者別評価点について」参照）を加算して得た「総合評点」及び技術職員数をもとに行います。

ただし、6（1）を満たす方は、「技術職員数等に関する書類」及び「技術職員数一覧」を提出し、その内容が適当と認められる場合に、補正後の技術職員数に基づいて格付けを行うこととします。また、一度格付けされると2年間（令和5・6年度）は格付けが変更されません（詳細は新発田市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱による。）。

工種	等級	総合評点	技術職員数	
			1級	1級+2級
土木一式工事	A	840点以上	2人以上	7人以上
	B	730点以上	1人以上	3人以上
	C	730点未満		1人以上
建築一式工事	A	820点以上	2人以上	5人以上
	B	700点以上		3人以上
	C	700点未満		1人以上
電気工事	A	780点以上	1人以上	2人以上
	B	700点以上		1人以上
	C	700点未満		1人以上
管工事	A	760点以上	1人以上	2人以上
	B	680点以上		1人以上
	C	680点未満		1人以上

注1）初年度登録は1ランク下位の格付とする。

注2）前回の登録より2ランク以上アップした場合は、1ランク下位の格付とする。

注3）総合評点の基準は満たすが、技術職員の基準を満たさない場合は、技術職員の基準を満たす等級まで降級する。

例) 土木一式工事

・総合評点 740点（総合評定値(P) 710点+発注者別評価点 30点）

・技術職員数 1級技術職員 1人 2級技術職員 1人

★総合評点が740点以上となっても、技術職員数（1級+2級）が2人のため Cランク となります。

6 技術職員数の補正について

(1) 以下のア～エのすべてを満たしている場合、技術職員数の補正を行います。

ア 市内業者であること

イ 「土木一式」「建築一式」「電気」「管」いずれかに申請する方

ウ 経営事項審査の審査基準日現在の技術職員数が、総合評定値通知書に記載の技術職員数と異なる場合（経営事項審査での技術職員の資格要件の重複が2業種までであることにより、総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる場合、又は、審査基準日現在に常時雇用されている職員で、雇用期間が審査基準日前6か月を超えていなかったため、経営事項審査の「技術職員名簿」に記載できなかった職員がいる場合）

エ 技術職員数の補正を希望する場合

※ 4工種それぞれの等級で、総合評点（総合評定値（P点）＋発注者別評価点）及び総合評定値通知書に記載の技術職員数が上記表の技術職員数を満たしている場合は、次の6_技術職員数の補正についての補正をする必要はありません（補正ができるのは市内業者又は準市内業者のみ）。

(2) 提出書類※2

上記要件を満たす場合は、以下ア～ウのすべての書類を提出してください。

ア 技術職員数等に関する書類（第3号様式）

イ 技術職員数一覧

ウ 技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等の写し

※2 記載方法等については、「第2 提出書類について」の「⑦技術職員数等に関する書類（第3号様式）」、「⑧技術職員数一覧」をご覧ください。

7 発注者別評価点について

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」いずれかの工種について申請する場合は、必ず書類を提出してください。その企業の技術力や地域貢献度などを点数化し評価するものです。詳しくは、別紙「発注者別評価点申告書提出要領」をご覧ください。

8 申請内容に変更等があった場合

申請書等提出後、申請事項に変更があった場合は「変更の届出」が必要です。詳しくは、市ホームページの「建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格変更等の届出について」をご覧ください。

9 提出先及び問合せ先

新発田市契約検査課 工事契約係（ヨリネスしばた6階）

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

Tel 0254-28-9600（直通）

Fax 0254-28-9670

第2 提出書類について

1 提出書類一覧

申請書及び添付書類等	建設業者の別	
	市内業者 注1)	市外業者 注1)
① 令和5・6年度新発田市建設工事入札参加資格審査申請書等提出チェックシート	◎	◎
② 建設工事入札参加資格審査申請書(第1号様式) 注2)	◎	◎
③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	◎	◎
④ 工事経歴書	◎	◎
⑤ 営業所(主たる営業所を除く)一覧表(第2号様式) 注2)	○	○
⑥ 委任状	○	○
⑦ 建設業許可申請書及び別紙2の写し(建設業許可証明書及び営業所一覧でも可)	○	○
⑧ 技術職員名簿 注2)	◎	◎
⑨ 技術職員数等に関する書類(第3号様式) 注2)	●	×
⑩ 技術職員数一覧(資格者証等の添付が必要です。) 注2)	技術職員数を補正する場合	×
⑪ 舗装機械の所有状況に関する書類	舗装申請者	×
⑫ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類(③で確認できる場合は不要)	△	△
⑬ 適用除外申告書	△	△
⑭ 新発田市の納税証明書(写し可)	◎	×
⑮ 新潟県の納税証明書(新潟県に納税義務がある方のみ)(写し可)	●	●
⑯ 法人税または所得税の納税証明書		
⑰ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (「その3の2」又は「その3の3」) (写し可)	◎	◎
⑱ 発注者別評価点申告書	●	●
⑲ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書	◎	◎
⑳ 資本関係・人的関係に関する届出書	◎	◎

◎：必須(記入すべき事項がない場合でも、「該当なし」と記入してください。)

○：主たる営業所に代って、入札・契約行為を営業所等に委任する場合

●：「土木一式」「建築一式」「電気」「管」いずれかの工種について、登録を希望する場合

△：該当がある場合

×：提出不要

注1)「市内業者」とは新発田市内に入札・契約行為を行う営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう)を有する建設業者を、「市外業者」とは市内業者以外の建設業者をいいます。

注2)上記提出書類一覧表の②⑤⑧⑨⑩は新潟県様式の書類でも可とします。ただし、県様式で提出する場合は、②の申請書の申請年度を「令和5・6年度」、あて先を「新発田市長」と変更し提出してください。

2 提出書類の記入方法等について

① 令和5・6年度建設工事入札参加資格審査申請書等提出チェックシート

太枠の中のみ記入してください。

(1) 「申請者（商号又は名称、代表者の役職及び氏名）」の欄

商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。

(2) 「入札整理番号」の欄

前回からの継続又は以前に新発田市建設工事入札参加資格が認められた際の入札整理番号を記入してください。初めて申請する方は、空欄で提出してください。

(3) 「申請者チェック」の欄

提出する書類には「○」を、提出しない書類には「×」をプルダウンから選択してください。

(4) 「問い合わせ先電話番号、担当者」の欄

申請した内容がわかる、担当者及び電話番号を記入してください。

② 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）

(1) 「申請者」の欄

商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。押印は不要です。

(2) 「入札整理番号」の欄

①の(2)「入札整理番号」と同じ。

(3) 「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄

入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書に表示されている建設業許可番号を次のとおり記入してください。

ア 「コード」の欄

別紙「1 国土交通大臣・都道府県知事コード表」を参考にしてください。

イ 「許可番号」の欄

許可番号を右詰めで記入してください。

(4) 「商号又は名称」の欄

ア 書き切れない場合は、「フリガナ」欄上部余白に記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定めるとおり、法人の種類を表わす略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	有限責任事業組合	(責)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	一般社団法人	(一社)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合名会社	(名)	社団法人	(社)	一般財団法人	(一財)
合同会社	(合)	財団法人	(財)	公益財団法人	(公財)

ウ 個人事業者は、商号又は名称を記入し、1文字空けて事業主氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。その際に、上記表の略号は省略してください。

(株)新潟組 の場合フリガナは、「ニイガタグミ」

(5) 「法人番号」の欄

国税庁から通知された 13桁の番号 を記入してください (該当がある場合のみ)。

注) 個人事業主の方は個人のマイナンバーを記入しないようご注意ください。

(6) 「代表者の役職及び氏名」の欄

ア 代表者の役職・姓・名の順に記入し、それぞれの間を1文字空けてください。

イ 「フリガナ」は代表者の氏名のみカタカナで記入してください。

(7) 「主たる営業所」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

・政令指定都市の場合 (その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。)

………… 新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

・一般的な記入例 (上越市の〇〇区表示も含む)

………… 〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

・東京23区の場合………… 東京都〇〇区

イ 「所在地」の欄

アに続く所在地を、「丁目」「番地」「号」については、「- (ハイフン)」により記入してください。ビル等の建物の名称は記入しないでください。

ウ 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

エ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

0XX-XXX-XXXX 0XXX-XX-XXXX

0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX

オ 「フリガナ」の欄

「フリガナ」は、都道府県市区郡町村名、所在地をカタカナで記入してください。

(8) 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

希望する工種ごとの下欄にプルダウンから「1」を選択してください。

注) 例年、法面処理工事の記載漏れが多いので注意してください。

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

審査基準日が令和3年7月29日以降であり、かつ、総合評定値 (P) を取得している結果通知であること。また、該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。

④ 工事経歴書

登録を希望する工種について、「③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」の経営事項審査時に添付した工事経歴書の写しを添付してください。完成工事高の3年平均が0の場合は登録できません。ただし、完成工事高の2年平均が0であっても、審査基準日より過去3年間で完成した工事がある場合は登録できます。前回の経営事項審査時に添付した工事経歴書の写しを添付してください。

⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）

建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所以外の営業所として建設業許可申請書別紙2に記載してある営業所）のうち、次に掲げる営業所を記入してください。なお、該当がない場合は、「該当なし」と記入して提出してください。

区 別	営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
市 内 業 者	市内に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、主たる営業所から「⑤ 委任状」に示す委任を受けている営業所	80
		建設業の許可を受けている営業所のうち、上記以外の営業所	01から順に付番
市 外 業 者	市外に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、主たる営業所から「⑤ 委任状」に示す委任を受けている営業所	80

(1) 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80又は01～を記入してください。

(2) 「建設業の許可を受けている業種」の欄

営業所ごとに、建設業の許可を受けて営業している種類を記入してください。

- ア 一般建設業許可を受けている業種にはプルダウンから「1」を選択してください。
- イ 特定建設業許可を受けている業種にはプルダウンから「2」を選択してください。

(3) 「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

(株)新潟組 新発田支社 の場合「新発田支社」と記入してください。

(4) 「営業所の代表者の役職及び氏名」の欄

「② 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）」の(6)の欄に同じ。

(5) 「営業所の所在地」「連絡方法」の欄

「② 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）」の(7)の欄に同じ。

⑥ 委任状

主たる営業所に代って、新発田市との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。
書式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

- ア 委任者は、建設業の許可を受けている本人（法人の場合はその代表者。以下同じ。）であること。
- イ 受任者は、主たる営業所に代わって新発田市との建設工事の請負契約について、すべての責任を負う建設業の許可のある営業所の代表者であって、建設業法施行令第3条に規定する使用人であること。
- ウ 委任する内容に、参加資格の委任期間（令和5年5月1日～令和7年4月30日）を通じて、新発田市が発注する建設工事に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- エ 委任先の提出先（あて名）は「新発田市長」であること。
- オ 委任者及び受任者の押印があること。
- カ 委任を受ける営業所は、一箇所に限ります。

⑦ 建設業許可申請書及び別紙2の写し（建設業許可証明書及び営業所一覧でも可）

- ア 主たる営業所に代わって、新発田市との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。
- イ 建設業許可行政庁の確認印のあるものの写しを提出してください。

⑧ 技術職員名簿

市外業者及び技術職員の補正を行わない市内業者は、経営事項審査時の「技術職員名簿」の写しの提出でも可とします。それ以外の方は、下記のとおり「技術職員名簿」を作成してください。

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する職員（以下「技術職員」といいます。）の氏名、生年月日及びその方が所有している資格の種類、並びに建設業監理技術者資格者証に係る建設業の種類及びその交付番号について、経営事項審査の審査基準日現在の状況で、次のとおり記入してください。

（1）「氏名」の欄

ア 「フリガナ」の欄

技術職員の氏名をカタカナで記入してください。

イ 「漢字」の欄

左詰めとし、姓と名の間を1文字分空けて記入してください。

（2）「生年月日」の欄

ア 年号の欄

明治：「M」 大正：「T」 昭和：「S」 平成：「H」

イ 年月日の欄

生年月日について、年、月、日をそれぞれ2桁で記入してください。

《例》昭和42年12月8日生まれの場合、「S421208」

（3）「有資格区分コード」の欄

技術職員が有する資格について、資格区分ごとに3桁のコード番号を、左詰めで記入

してください（コード番号は、経営事項審査申請におけるコード番号と同じです。）。

(4) 「実務経験業種」の欄

「有資格区分コード」の欄に、「001」、「002」、「003」、「004」を記入された技術職員について、主に担当している建設業の種類、2業種を限度として、別紙「2 業種区分コード表」より、2桁のコード番号を記入してください。

(5) 「監理技術者資格者証」の欄

技術職員のうち、建設業監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講している技術職員に限り、次のとおり記入してください。

ア 「登録業種」の欄

建設業監理技術者資格者証に記載されている建設業の種類を、別紙「2 業種区分コード表」により、該当する2桁のコード番号を記入してください。

イ 「交付番号」の欄

建設業監理技術者資格者証の交付番号を右詰めで、記入してください。

⑨ 技術職員数等に関する書類（第3号様式）

市内業者の方で、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」のいずれかの工種について入札の参加登録を希望する場合に提出してください。

この様式は、経営事項審査の審査基準日現在における状況で記入してください。

○「土木一式」「建築一式」「電気」「管」の技術職員数

ア「補正」の欄

総合評定値通知書の技術職員数のままでよい場合・・・「0」（補正なし）

技術職員数の補正を希望する場合・・・・・・・・・・「1」（補正あり）※3

イ「総合評定値通知書の技術職員数」の欄

総合評定値通知書に記載されている技術職員数について転記してください。

（希望しない工種については、転記不要）

ウ「補正後技術職員数」の欄

「補正」の欄で「1」を選択した場合、記入してください。1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。※3

※3 「1」（補正あり）と記載した工種（「土木」「建築」「電気」「管」）の級別の記載人数は、「⑧ 技術職員数一覧」で対応する工種の「市での対応する級区分」の級別の合計人数と一致していることが必要です。

⑩ 技術職員数一覧

「⑨ 技術職員数等に関する書類（第3号様式）」の補正欄に「1」（補正あり）を選択した場合のみ、次のとおり提出してください。

技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書）の写しを添付してください。

注）資格者証等は、同一の資格であっても工種ごとに提示し、どの工種に関するものか分かるよう

に、付箋・インデックス等を付けてください。

(1) 「土木」技術職員数～「管」技術職員数の欄

資格名の欄に掲げる資格を有する技術職員の人数を、右詰めで記入してください。

(2) 技術職員の人数をカウントする場合は、以下の考え方により行ってください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントします。ただし、記入の対象となるのは、経営事項審査の審査基準日現在の技術職員及びその時点で所有している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに注意してください。また、経営事項審査での技術職員で「その他」に区分される者のうち、市の取扱いでは「2級」に区分されるものがあることに注意してください。

工種別（「土木一式」「建築一式」「電気」「管」）の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「⑦ 技術職員数等に関する書類（第3号様式）」の対応する工種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

ア 1つの工種内で、1級相当及び2級相当の複数の資格を持つ職員は、1級相当の資格でカウントする。

《例1》職員が「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士」を持っている場合

→ 「土木一式」で「1級土木施工管理技士」の資格を1カウントし、資格者証は「1級土木施工管理技士」のみ提示する。両方の資格でカウントできない。

《例2》職員が「1級管工事施工管理技士」と「給水装置工事主任技術者」を持っている場合

→ 「管」で「1級管工事施工管理技士」の資格を1カウントし、資格者証は「1級管工事施工管理技士」のみ提示する。両方の資格でカウントできない。

イ 1つの工種内で、同等（1級相当同士、2級相当同士）の複数の資格を持つ職員は、カウントする資格は1つまでとする。

《例》職員が「1級建築施工管理技士」と「1級建築士」を持っている場合

→ 「建築一式」で「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」のいずれかの資格で1カウントし、資格者証はカウントする証書のみ提示する。両方の資格でカウントできない。

ウ 複数の工種に該当する資格を持っている職員は、全ての工種においてカウントでき、カウントできる工種の数に制限はない。

《例》職員が「建設部門、総合技術監理部門（選択科目 建設部門）」と「2級管工事施工管理技士」を持っている場合

→ 「土木一式」「電気」技術職員数において、「建設部門、総合技術監理部門（選択科目 建設部門）」でそれぞれ1カウントし、「管」技術職員数において、「2級管工事施工管理技士」で1カウントする。また、「土木一式」「電気」の資格者証は、両方に「建設部門、総合技術監理部門（選択科目 建設部門）」の資格者証を提示し、「管」の資格者証は、「2級管工事施工管理技士」を提示する。

⑪ 舗装機械の所有状況に関する書類

「舗装」について申請する市内業者のみ提出してください。

各営業所の舗装機械（アスファルトフィニッシャー）の所有状況について、経営事項審査の審査基

準日現在の状況で、次のとおり記入してください。

(1) 「営業所番号」の欄

主たる営業所は、00と記入してください。

主たる営業所を除く営業所は、「④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）」の「営業所番号」の欄に記入した営業所番号を、記入してください。

(2) 「申請者（商号又は名称）」の欄

商号又は名称を記入してください。

(3) 「舗装機械の所有状況」の欄

所有や長期リース等の台数を記入し、保管場所をプルダウンから選択してください。

⑫ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類

「③ 総合評定値通知書」において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った方は、以下の書類を提出してください。

注) 当該書類により未加入でなくなったことが確認できない場合は、資格審査申請を行うことができません。

(1) 健康保険・厚生年金保険に加入した場合は次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直近1か月の領収証書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し
- ・日本年金機構年金事務所長が発行した納付の猶予（特例）許可通知書の写し（新型コロナウイルス感染症の影響により納付が猶予されている場合）

(2) 雇用保険に加入した場合は次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印のあるもの）の事業主控えの写し
- ・労働局長が発行した納付の猶予（特例）許可通知書の写し（新型コロナウイルス感染症の影響により納付が猶予されている場合）

⑬ 適用除外申告書

「③ 総合評定値通知書」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった者は、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。

注) 当該書類により適用除外であることが確認できない場合は、資格審査申請を行うことができません。

⑭～⑰ 納税証明書

それぞれの税の証明書は、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証

明書を提出してください。写しでも可とします。

(1) 新発田市の納税証明書 **※手数料 1通300円**

市内業者のみ提出してください。納税義務が主たる営業所及び従たる営業所の両方にある場合は、それぞれの証明書が必要です。新発田市の納税証明書は、市役所収納課で交付します。交付申請する場合は、以下の点に注意してください。

- ア 納税証明書を請求する際は納税証明請求書及び本人確認書類（免許証や保険証など）を持参してください。
- イ 代理人が納税証明書を請求する際は、納税証明請求書の委任欄の記載が必要となります。
- ウ 納税から数日しか経過していない場合は、納税の確認ができないときがありますので、税領収書を持参してください(納税証明書を請求する前に、市収納課へ電話でお問い合わせください。)

(2) 新潟県の納税証明書

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」のいずれかの工種について申請する場合に提出してください。ただし、市外業者については、新潟県に納税義務がある方のみ提出してください。

(3) 法人税または所得税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

下記のことを提出してください。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

⑩ 発注者別評価点申告書

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」いずれかの工種について申請する場合は、必ず書類を提出してください。詳しくは、別紙「発注者別評価点申告書提出要領」をご覧ください。

⑪ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書

新発田市建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項第6号アからキまでのいずれにも該当しないこと、及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入してください。押印は不要です。

⑫ 資本関係・人的関係に関する届出書

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社について記入してください。該当がない場合は、「4 該当なし」を丸で囲み提出してください。 押印は不要です。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

別紙 1

国土交通大臣・都道府県知事コード表

00 国土交通大臣	12 千葉県知事	24 三重県知事	36 徳島県知事
01 北海道知事	13 東京都知事	25 滋賀県知事	37 香川県知事
02 青森県知事	14 神奈川県知事	26 京都府知事	38 愛媛県知事
03 岩手県知事	15 新潟県知事	27 大阪府知事	39 高知県知事
04 宮城県知事	16 富山県知事	28 兵庫県知事	40 福岡県知事
05 秋田県知事	17 石川県知事	29 奈良県知事	41 佐賀県知事
06 山形県知事	18 福井県知事	30 和歌山県知事	42 長崎県知事
07 福島県知事	19 山梨県知事	31 鳥取県知事	43 熊本県知事
08 茨城県知事	20 長野県知事	32 島根県知事	44 大分県知事
09 栃木県知事	21 岐阜県知事	33 岡山県知事	45 宮崎県知事
10 群馬県知事	22 静岡県知事	34 広島県知事	46 鹿児島県知事
11 埼玉県知事	23 愛知県知事	35 山口県知事	47 沖縄県知事

業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
舗装工事	舗装工事業	(舗)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
解体工事	解体工事業	(解)	29